議決された条例関係議案

今定例会では、市長から十七件の条例関係議案が提出されました。主な議案の内容は次のとおりです。

【条例の一部改正議案】

鎌倉市保育所設置条例

保育所待機児童の解消を図るため、市立深沢保育園の定員を八十人から百人に、市立腰越保育園の定員を七十五人から九十人にそれぞれ増員するなどしようとするものです。

なお、腰越保育園については、現在、四カ月児からとしている低年齢児保育の受け入れを、二カ月児からに拡大します。

議会では総員の賛成により原案を可決しました。（平成二十年四月一日施行）

深沢保育園が入っている深沢こどもセンター

鎌倉市スポーツ施設条例

スポーツ施設のうち鎌倉体育館、大船体育館及び鎌倉武道館の駐車場の使用を有料化するため、駐車場の開場時間、使用料及び使用料の減免などについて規定の整備を行うもので、一台当たりの使用料は、使用開始から三十分以内の場合は無料、最初の三十分を超え、三時間までは二百円、以降一時間ごとに百円とするものです。

議会では多数の賛成により原案を可決しました。（平成二十年七月一日施行）

鎌倉市青少年会館の設置及び管理に関する条例

条例の題名を鎌倉市青少年会館条例に改め、青少年会館の施設の使用を有料化するとともに、現在休館日である月曜日を開館するため、規定の整備を行うものです。使用料については、鎌倉・玉縄青少年会館それぞれ部屋ごとの面積に応じ、一時間当たり百円から六百円とし、公益事業や青少年活動を行う場合等は、使用料を減免することができるようにするものです。

議会では総員の賛成により原案を可決しました。（平成二十年十月一日施行）

【条例の制定議案】

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例

職員による公文書偽造や不適切な事務処理があったことで、市政への信頼を損ねた責任を明らかにするため、特例として市長及び副市長の給料を減額しようとするものです。

市長については、新たに給料の十％を減額し、現在行っている十％の減額の特例措置と合わせ二十％の減額を、副市長については、新たに給料の十％を減額し、現在行っている七％の減額の特例措置と合わせ十七％の減額を、それぞれ一月間行うものです。

議会では、市民が一番望んでいるのは不祥事が起こらないための今後の取り組みであり、給料を減額すれば責任が軽減されるわけではないとの意見がありましたが、採決の結果、総員の賛成により原案を可決しました。（平成二十年三月一日施行）

鎌倉市斜面地等の建築物の構造の制限に関する条例

本市では、斜面地等の建築物に対する制限として、鎌倉市住宅地下室の容積率緩和の制限に関する条例を、平成十九年七月一日から施行していますが、斜面地における建築物の規模を抑えることはできても、高さを制限することができないことから、新たに建築基準法に基づく斜面地建築物の高さ算定の基準となる地盤面を制限し、建築物に関する各制限を複合的に適用することで、周囲の環境との調和を図ろうとするものです。

議会では総員の賛成により原案を可決しました。（平成二十年九月一日施行）

鎌倉市後期高齢者医療に関する条例

これまでの老人保健制度にかわる新しい高齢者の医療制度として、後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、本市において行う事務のほか、普通徴収に係る保険料の納期等を規定しようとするものです。

議会では、年齢で差別する後期高齢者医療制度そのものが問題であり見直すべきであるという意見や、社会の変化の中で後期高齢者医療制度導入はやむを得ないものであるが、今後体制を整え、制度の円滑な推進に努めるとともに、経過を見ながら課題への具体的な対応策を検討してほしいという意見がありましたが、採決の結果、多数の賛成により原案を可決しました。（平成二十年四月一日施行）

鎌倉市スポーツ施設建設基金条例

市民やスポーツ団体からのスポーツ施設充実に関する要望にこたえ、総合体育館やグラウンド等のスポーツ施設建設の財源に充てるための基金を設置しようとするものです。

議会では、平成十九年六月定例会において、総合体育施設の整備を求めることについての陳情を総員の賛成で採択していることを踏まえ審議した結果、多数の賛成により原案を可決しました。（平成二十年四月一日施行）

不動産の取得

深沢地域の新しいまちづくり用地など取得

今定例会に、不動産を取得するための議案が三件提出されました。

このうち、鎌倉広町緑地及び鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地の取得については、ともに鎌倉市土地開発公社が代行取得していた用地を取得しようとするもので、鎌倉広町緑地の土地の所在は、鎌倉市腰越字室ヶ谷八百二十二番ほか四筆、地目は山林、田及び畑、面積は一万五千九百六十九平方メートル、取得価格は四億九千百三十八万八千八百五円、鎌倉中央公園拡大区域（台峯）の土地の所在は、鎌倉市山崎字台峯二千五百九十番ほか三十二筆、地目は山林、畑及び田、面積は二万六千百六十二平方メートル、取得価格は五億九千二百四十四万三千七百二十二円です。

議会では、これら二件について、いずれも多数の賛成で原案を可決しました。

また、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業用地の取得については、鎌倉市梶原字八町面三百五十八番三ほか三筆の土地を取得しようとするもので、地目は宅地、面積は二万二百二十一・九六平方メートル、取得価格は十二億四千九百七十一万七千百二十八円です。

議会では、今回の取得で国鉄清算事業団用地の取得状況が百パーセントとなることから、本件を妥当とし、総員の賛成で原案を可決しました。

深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業用地

全員協議会

生ごみの資源化について

本市は、平成十八年四月、逗子市とごみ処理の広域化についての覚書を締結し、平成十六年三月に作成された「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）中間報告」の考え方や検討経過を踏まえ、広域処理について協議を続けてきています。覚書の中では、鎌倉市と逗子市は生ごみを資源化処理するための施設と燃やすごみを焼却するための施設の整備計画を早期に策定し、循環型社会形成推進地域計画を策定するために協議することとしています。

昨年十一月十二日に鎌倉・逗子両市長が会談した際、逗子市長から、広域処理を行う判断を平成十九年度末まで待ってほしいと言われたことについては、十一月二十二日に開催した議会全員協議会で、報告を受けたところです。

年度末も近づいた本年三月、二回にわたり議会全員協議会を開催し、以下の報告を受けました。

報告の概要（三月十八日）

三月四日の新聞報道で、逗子市職員による検討チームが広域処理についての試算を行い、鎌倉市に建設する生ごみ資源化施設で広域処理をした場合、逗子市単独処理と同程度の費用がかかるとあった。逗子市に、積算内訳等を示してほしいと要請したところ、三月十一日に逗子市副市長が逗子市の検討チームの検討結果報告書を持参し本市を訪れ、報告書の内容について、議会や市民の意見を聞いた上で、逗子市長が広域処理についての最終判断をしたいとの話があった。

しかし、その後の新聞報道では、逗子市長が、逗子市議会全員協議会で広域での生ごみ資源化計画に参加しない考えを明らかにし、覚書については解消するとしたとあり、まちづくりトークにおいて、不参加に至った経緯や理由などを報告したとあった。

これら報道の内容は、本市には事前に何の相談もないことで大変驚いているが、両市の広域化検討協議会を早急に開催し、逗子市長から正式に結論を伝えてほしい旨を申し入れた。

報告の概要（三月三十一日）

三月二十七日にごみ処理広域化検討協議会が開催され、逗子市から、生ごみ資源化整備計画には参加しないが、焼却施設の整備については今後も協議を行うとともに、覚書については見直したい旨の提案があった。

本市としては、四市一町によるごみ処理広域化の検討経過を踏まえ、逗子市の提案を即了承するわけにはいかない旨の回答をした。

今後も協議は継続していくが、平成二十年度早い時期に、焼却施設の建設場所や建設時期などの具体的方向性が逗子市から示されなければ、両市のごみ処理広域化を解消することも含め、ごみ処理施設整備の方向性に関する決断をしなければならないと考えている。

また、生ごみ資源化施設建設用地が、宅地開発ができる土地であったかどうか調査した結果、事業者から提出された計画では、開発許可を得ることは困難な状況であり、十九年度中の買収はできないと判断したが、購入について、引き続き土地所有者と交渉を行いたい。

議会では、これらの報告を了承しました。

編集後記

地方自治という話題でよく取り上げられるのが「議会と市民との距離感」です。市民の皆様からいただく「議会のことがよくわからない」という言葉に代表される「開かれた議会」への期待感です。

この距離感を縮める手法として、情報の即時性の改革に取り組み、昨年から開始したインターネット議会中継で実現しました。また、議会改革として、公聴・広報活動を市民との直接対話という形で実現できないかとの論議が生まれています。

このような背景にあってこそ、文字による記録性と各戸に配布される広域性を併せ持つ議会だよりの重要性は、ますます高まっていくと考えています。

議会情報を、読みやすく、見やすい紙面で提供する議会だよりにご期待ください。

（Ｎ・Ｙ）

議会広報委員会
委員長　納所　輝次
副委員長　山田　直人
委員　萩原　栄枝
委員　前川　綾子
委員　高野　洋一
委員　髙橋　浩司